

平成23年度北海道一般会計補正予算（第7号）

平成23年度北海道一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,395,334千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,838,794,648千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7	分担金及び負担金	17,309,604	36,500	17,346,104
	1 分担金	1,685,149	1,108	1,686,257
	2 負担金	15,624,455	35,392	15,659,847
9	国庫支出金	325,918,645	7,774,089	333,692,734
	2 国庫補助金	200,342,284	7,774,089	208,116,373
10	財産収入	7,733,426	1,939	7,735,365
	1 財産運用収入	4,779,590	1,939	4,781,529
14	道債	659,601,000	5,576,000	665,177,000
	1 道債	659,601,000	5,576,000	665,177,000
15	繰越金	706,850	6,806	713,656
	1 繰越金	706,850	6,806	713,656
	歳入合計	2,825,399,314	13,395,334	2,838,794,648

		歳 出		(単位 千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 保 健 福 祉 費		416,091,102	65,452	416,156,554
	8 障がい者保健福祉費	49,754,767	65,452	49,820,219
6 経 済 費		250,345,592	5,241,939	255,587,531
	8 雇 用 労 政 費	21,031,372	5,241,939	26,273,311
7 農 政 費		107,726,941	495,320	108,222,261
	1 農 政 管 理 費	9,792,261	3,710	9,795,971
	10 農業農村整備事業費	43,108,253	114,000	43,222,253
	11 農業施設管理費	16,167,895	377,610	16,545,505
8 水 産 林 務 費		67,741,003	3,861,500	71,602,503
	1 水産林務管理費	7,640,170	90,351	7,730,521
	4 漁 港 漁 村 費	23,178,448	2,776,500	25,954,948
	8 森 林 整 備 費	9,556,016	373,112	9,929,128
	9 治 山 費	9,313,044	621,537	9,934,581

款	項	補正前の額	補正額	計
9 建設費		273,131,415	3,706,425	276,837,840
	1 建設管理費	66,051,793	11,350	66,063,143
	3 道路橋りょう費	116,995,139	2,618,395	119,613,534
	4 河川費	47,989,720	936,680	48,926,400
	5 砂防海岸費	17,387,457	140,000	17,527,457
14 諸支出金		78,991,295	24,698	79,015,993
	1 繰出金	4,485,223	24,698	4,509,921
歳出合計		2,825,399,314	13,395,334	2,838,794,648

第 2 表

繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
7 農 政 費	1 農政管理費	—	—	公共事業事務費	3,710
	10 農業農村整備事業費	—	—	道営農用地造成事業費	70,000
		—	—	道営農地防災事業費	44,000
8 水産林務費	1 水産林務管理費	—	—	公共事業事務費	90,351
	4 漁港漁村費	—	—	水産物供給基盤整備事業費	2,299,000
	8 森林整備費	—	—	森林環境保全整備事業費	373,112
	9 治山費	—	—	治山事業費	621,537
9 建 設 費	1 建設管理費	—	—	公共事業事務費	11,350
	3 道路橋りょう費	道路公共事業費	1,058,000	道路公共事業費	1,122,395
	4 河川費	河川公共事業費	412,000	河川公共事業費	784,000
	5 砂防海岸費	砂防公共事業費	270,000	砂防公共事業費	340,000
		—	—	海岸公共事業費	70,000

第 3 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
母子寡婦 福祉資金 貸付事業費	—	—	—	—	24,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
農用地造成 事業費	1,148,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	1,167,000	同 上	10%以内	同 上
農地防災 事業費	1,103,000	同 上	10%以内	同 上	1,126,000	同 上	10%以内	同 上
直轄土地改良 事業費	5,108,000	同 上	10%以内	同 上	5,485,000	同 上	10%以内	同 上
水産基盤 整備費	6,646,000	同 上	10%以内	同 上	7,474,000	同 上	10%以内	同 上
直轄特定 漁港漁場 整備事業費	3,118,000	同 上	10%以内	同 上	3,595,000	同 上	10%以内	同 上
治山事業費	4,420,000	同 上	10%以内	同 上	4,762,000	同 上	10%以内	同 上
森林整備費	2,630,800	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要	2,733,800	同 上	10%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に	据置期間を含め50年以内において、年賦元利均等償還、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
			ついて、 利率の見直しを行った後において、 当該見直し後の利率)	に応じて繰上償還することができる。			ついて、 利率の見直しを行った後において、 当該見直し後の利率)	に応じて繰上償還することができる。
直轄道路事業費	20,105,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。	22,659,000	財務省その他からの借入れ又は知事の定める債券の発行による（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。	10%以内	据置期間を含め30年以内において、半年賦元利均等償還又は知事の定める方法による。ただし、必要に応じて繰上償還することができる。
道路新設改良費	3,843,000	同 上	10%以内	同 上	3,870,000	同 上	10%以内	同 上
直轄河川事業費	10,451,000	同 上	10%以内	同 上	11,015,000	同 上	10%以内	同 上
河川改良費	8,943,000	同 上	10%以内	同 上	9,116,000	同 上	10%以内	同 上
砂防費	5,290,000	同 上	10%以内	同 上	5,323,000	同 上	10%以内	同 上
海岸保全事業費	1,217,000	同 上	10%以内	同 上	1,249,000	同 上	10%以内	同 上
合 計	659,601,000				665,177,000			

平成23年度北海道母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成23年度北海道母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74,094千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,331,322千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		132,074	24,698	156,772
	1 一般会計繰入金	132,074	24,698	156,772
4 道債		249,000	49,396	298,396
	1 道債	249,000	49,396	298,396
歳入合計		1,257,228	74,094	1,331,322

		歳 出		
		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	母子寡婦福祉資金 貸付事業費	1,257,228	74,094	1,331,322
	1 母子寡婦福祉資金 貸付事業費	1,257,228	74,094	1,331,322
歳 出 合 計		1,257,228	74,094	1,331,322

第 2 表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費	249,000	国庫からの 借入れによ る。	0	母子及び寡婦福祉法 の定めるところによ る。	298,396	国庫からの 借入れによ る。	0	母子及び寡婦福祉法 の定めるところによ る。